

令和6年度国民健康保険事業の 運営に関する協議会について

令和6年10月31日

市民課医療保健係 松本浩一

国民健康保険とは？

☆病気やケガした場合に、安心して医療を受けられるように、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う制度です。

☆他の医療保険制度（社会保険、後期高齢者医療制度など）に加入されていない全ての国民を対象とした医療保険です。



国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険給付、保険料の徴収その他の市町村が処理することとされている事務に係る重要事項について、関係者により審議を行う場として設置されるものである。

～ 国民健康保険運営協議会について ～

都道府県民生主管部（局）長あて 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知より



国保に関する事業についてお話し合いいただく協議会

協議会の構成と任期

○ 構 成

- ・ 被保険者を代表する委員 4 名
- ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 名
- ・ 公益を代表する委員 4 名 合計 1 2 名

○ 任 期

3 年（令和 6 年 1 0 月 3 1 日～令和 9 年 9 月 3 0 日）

運営に関する協議会規則①

第5条 協議会は会長が収集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び職務代理者者とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

※ 会議の最後に、次回の日程調整をさせていただきます。
欠席される場合は、事前に教えていただければ助かります。
欠席された委員には、後日議事録を送らせていただきます。

運営に関する協議会規則②

第6条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

第7条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

※ 会議終了後に、次回の会議内容についてお伝えします。
会議1週間前には、ご案内の通知をお出しします。
協議の際、資料等が必要な場合は事務局にお申し付けください。

協議会の流れ イメージ

嘉 麻 市

①諮問

(例)

- ・ 国民健康保険税の税率改定
- ・ 赤字の解消について など

③答申

(例)

- ・ 国民健康保険税を1人あたり5,000円増額する。など

運営に関する協議会

②協議

国民健康保険税の増額、保健事業の見直し、
補助対象事業の洗い出し など

令和 6 年度諮問について①

諮問：赤字解消計画について

令和 5 年度 国保会計

歳入 4,614,871,200円

歳出 4,642,696,238円 (6年度返還金も含)

△ 27,825,038円 赤字

令和 6 年度諮問について②

諮問：国保税について

嘉麻市の保険税率 令和 6 年度 ※介護分は40～64歳のみ

	医療分	支援金分	介護分	計
所得割率	8.50% (17)	3.50% (2)	1.5% (58)	13.5% (17)
均等割額	23,000円 (40)	7,500円 (46)	12,000円 (15)	42,500円 (35)
平等割額	26,500円 (24)	7,500円 (43)	—	34,000円 (34)

() 内は福岡県内順位 【比較対象：福岡県内自治体R5税額】

令和6年度運営に関する協議会 スケジュール

回数（時期）	協 議 内 容
第1回 （令和6年10月31日）	・運営に関する協議会について ・令和6年度スケジュールについて ・令和5年度決算報告
第2回 （令和6年12月）	・赤字解消計画、国保税について（概要説明・協議） ・福岡県保険料統一について
第3回 （令和7年1月）	・赤字解消計画について（協議）
第4回 （令和7年2月）	・答申について ・保健事業について ・令和6年度決算見込について ・令和7年度協議について

※ 赤字解消計画の策定期限や進捗状況により、時期・回数等が変更する場合があります。